

男女共学100年

―同志社のダイバーシティ前史を振り返る

同志社大学同志社史料センター
社史資料調査員

小枝 弘和
こえだ ひろかず

2023年（令和5）は、旧制同志社大学が、1923年（大正12）に本科生として同志社女子専門学校英文学科卒業の女子学生を初めて受け入れてから100年になります。現在公表されている情報を精査する限り、本学は女子学生を本科生として受け入れた最初の私立大学です。以来、本学は教育基本法施行前から長年にわたり男女共学を実施してきました。ただし、その実施状況には制限があり、その制限を作り出した時代特有の背景もあります。本稿では、旧制大学時代の本学を事例に、女子学生への門戸開放の状況とその背景を、本学所蔵の資料を用いて紹介します。

男女共学の定義―機会の平等か教育の均質化か

日本で最初に女子学生を受け入れた大学は、東北帝国大学です。東北帝国大学は、1913年（大正2）に本科に女子学生3名を受け入れました。ここでいう本科とは学位を授ける課程を指し、他に、本科と履修内容は同様ながら

学位を授けない選科（入学資格を本科より低く設定）、希望科目のみを受講する聴講生の3種類がありました。

次に、私立大学で初めて女子学生を受け入れた学校ですが、前提となる条件次第で学校名が変わります。専門学校令による大学の場合、東洋大学が1916年（大正5）に女子学生を受け入れたとしていますが、本科か選科の明記はありません（『東洋大学百年史』通史編1、pp.743-746）。大学令の場合、初めて選科生として受け入れた学校は、日本大学（1920年）です（『日本大学百年史』第2巻、pp.226-228）。そして、初めて本科生として受け入れた学校は本学（1923年）となります。このように、主観的な条件設定で最初の学校名が変わります。なお全ての大学が学内資料を悉皆調査した場合にこれらの事実が覆る可能性があることを留意しておかねばなりません。

一方で、いずれの私立学校においても女子学生受入の時期は大正期であり、時代状況が影響していることが窺われます。新しいことを実施する際、私立学校には強力なり―

ダーシップを持つ人物の存在が不可欠であることは言うまでもありませんが、社会状況が学校の変革を後押しすることもまた事実です。後者に注目しながら、本学における共学の歴史を資料に基づき辿りたいと思います。

責任者の判断による男女共学実施 ―最初期の同志社英学校の場合―

1つの教室で男女が共に学んだというシンプルな定義のみで、本学における共学の実施時期を調べていくと、その時期は同志社英学校開校3年後の1878年（明治11）になります。この時の成績簿を見ると、Tom Mita（伊勢みや）という名前が1878年冬、春、秋学期を通じて掲載されており、冬及び春学期に至っては成績もあります。この人物は、横井みやで、兄の横井時雄と共に熊本から同志社にやってきました。時雄は、熊本バンドの一人であり、1876年（明治9）に閉校した熊本洋学校で学んだ人物です。そして、先行研究で指摘されているように、みやもこの熊本洋学校で学びました。みやの入学を許可した人物は、洋学校教師の「J. ジェーンズ」でした。いくら教師が許したといえど、男女共学などおそらく言葉もない時代です。在

籍していた男子生徒らにとっては許しがたいことであつたようです。みやは自身の回顧の中で、女子の受け入れに反対した学生の代表としてジェーンズに不満を伝えに行った海老名弾正のエピソードを披露しています。その時、海老名はジェーンズから「君のお母さんは男か女か」と逆に問われ、「君の幼い時によごれた体をきよめ乳をのませ、あらゆる苦勞をして育て、くれた母は女ではないか。其女を輕蔑するとは何たる不心得である」と言われ、何も言い返せずむしろ考えを変えるに至ったといえます（海老名みやこ「汝の母は女なり」「我等の同志社」p.108）。みやはのちに海老名と結婚し、その海老名が第8代同志社総長就任期間に本学の共学が実施されました。本学の共学のルーツの1つは熊本洋学校にあると言えるかもしれません。

みやの回想でもう1つ紹介すべきことは、なぜ彼女が同志社英学校



古写真「山本峰と横井みや」
明治初期

志社英学校で学べたのか、その理由を彼女自身が言及した内容です。みやはジェ

インズの教育を受け、一般的な女子生徒に比べて英語の学習は進んでいたそうです。同じような女子学生が他にも2人（山本寛馬の娘・峰、徳富はつ）いたため、新島襄は彼女らを英学校で学ばせました。みやはその理由として「互いにその便宜をはかるは美しい人情の発露に他なりませんでした」（同前）と回顧しています。みやは、新島やジェーンズの判断を人情と受け取っていますが、欧米の価値観を有する彼からすれば、能力差から判断した当然の配慮であったかもしれません。いずれにせよ、責任者の個人の判断と裁量で実現した、限定的な男女共学でした。

専門学校令による同志社大学構想時の試み

1878年以降、英学校及び後継の普通学校、尋常中学校（中学校）などにおいて男女共学が実施された状況は今のところ確認されていません。1879年（明治12）公布の教育令第42条に「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルトヲ得ス」とあるように、本学は基本的に以降男女別学として運営されていきますが、その流れがひとつになろうとした時がありました。

1912年（明治45）専門学校令に依り同志社大学が開



「同志社大学及同志社大学女子部設立ニ関スル決議案」

校したことは比較的知られています。その前年の12月23、24日にかけて、理事会で大学設置構想が検討されました。先行研究でも触れられているように、大学は、既に専門学校令に基づいて設置されていた同志社専門学校と同志社神学校を合併して新設することになります。ただし、草稿段階ではもう少し進んだ形を考えていたようです。24日の理事会に出された検討案のタイトルは「同志社大学及同志社大学女子部設立ニ関スル決議案」（簿冊『明治三十七年四月理事会決議録』所収）で、「及同志社大学女子部」に取り消し線が引かれ、該当部分に関する内容が削除されていることがわかります。この部分削除に関わって、この時の理事会で議長を務めた宮川経輝が「同志社大学女子部の事は尚早し今は是れを削る事とせん旨を動議す」と発言したことが記録されています。宮川の言葉の意図まではわかりませんが、時期尚早と判断すべき事柄があったことは事実ですが詳細は不明です。

いずれにせよ、男女別学であった同志社において、大学を男女共通の最高学府と位置付ける試みは構想段階で廃案となります。東北帝国大学が女子学生を初めて受け入れる2年前の出来事です。なお、同志社女学校では、翌月の1912年1月10日、同志社女子大学準備委員会が組織され、専門学校令に対応します。結果、大学と同時に女学校専門学部が開校します。

大学令と女子高等教育

既に触れた通り、1919年（大正8）の大学令公布に基づき開校した各私立大学は、本科、選科、聴講生と様々な形態で女子学生を受け入れるようになりました。大学令には男女共学に関する条項がありませんが、その前提として政府の方針がありました。

1917年（大正6）9月21日、「臨時教育会議官制」が公布され、内閣直属の諮問機関として臨時教育会議が設置されました。この会議では、これまで議論が続けられてきた学制改革に関する問題が取り上げられ、女子教育も議題に挙げられています。その答申に付された「女子教育ニ関スル件答申理由書」には次のような一文があります。

女子ニシテ専門ノ學術ヲ修メムトスル者ニ関シテハ既ニ東北帝国大学等ニ於テ実施セル如ク女子高等師範学校等ノ卒業者ニシテ大学ニ於テ高等学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト認メタル場合ニ於テ之カ入学ヲ許可スルノ途ヲ開キテ然ルヘシ然レトモ特ニ女子ノ為ニスル大学ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期ニアラスト認ム（海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年、p.736）

臨時教育会議は、東北帝国大学を先例として、しかるべき資格と能力を備えた女子学生の大学進学の道は残すべきとしながらも、女子の大学を設置する時期ではない、専門学校令で十分対応が可能と判断しています。「未タ其ノ時期ニアラス」という表現が当時の価値観を反映した言い回しと受け取ることもできるでしょう。しかし、帝国大学レベルの大学において、女子学生を受け入れる道を閉ざさないと判断したことは、大学令による、私立大学においても同様と解釈されたと考えられることも可能かと思えます。実際に、早稲田大学や慶應義塾大学が女子学生の入学を想定して大学設置準備を進めていましたが、結果的に認められませんでした（『早稲田大学百五十年史』第1巻、早稲田大学出版部、2022年、pp.832-836）。早稲田大学と慶

応義塾大学の事例は、明文化されていない不確かな女子学生の大学進学を学則への明記やその許認可を通じて具体化しようとする私立学校の試みです。本学の共学実施過程も同じ試みの延長線上で実現することになります。

本学の場合、大学設置申請時に女子学生の受け入れを想定していたとは当時の学則からは窺えません。具体的な行動は1921年（大正10）度に行われました。最初に学則第60条の改正、すなわち、選科生の入学資格に「高等女学校卒業生」を追加する申請を行い、5月5日付で文部省の認可を得ました（認可書（文部省京專22号、学則中改正の件）、1921年5月5日付、簿冊『諸官庁学校往復文書綴 大正十年度』所収）。次に、本科生入学資格に関する第43条第1項に「一、同志社女学校専門学部英文科卒業生」を追加します。その理由は、この時の申請書の写しによると「同志社女学校専門学部英文科卒業生ハ学部入学ニ関シ予科修了者ト同等ノ学力アルモノト認メタルニ依ル」（申請書写「大学学則一部改訂ノ件」、1922年3月8日付、簿冊『諸官庁学校往復文書綴 大正十年度』所収）とあります。そして、この申請は3月30日付で認可されました。ここに初めて、本学学則上、入学資格として女子高等教育機関の名前が掲載されました。



収蔵写真「国際連盟同志社支部」
『同志社大学卒業アルバム』1927年より

これらの学則改正に関する細かい記録は未発見です。ただし、臨時教育会議の答申理由書に示された路線の延長線上にあたります。女子学生への大学の門戸開放に対する文部省の姿勢が本学への認可に表れたと考えることもできます。そして、その認可された資格が同一法人内に隣接する女子高等教育機関で確保できたことは、女学校専門学部英文科としても学校のアピールになると考えていたようです。少し新しい資料になりますが「同志社女子専門学校概則」（1930年6月発行）には「英文科卒業生は同志社大学に正科生（本科生を指す。以下、筆者注）として入学し得る特典を有す」とあります。大学の共学実施は10年前にとん挫した、大学を共通の最高学府と位置付ける試みと実現とも受け取ることができ

るかもしれません。

ここで1つ注意すべきは、解放された門戸の広さです。本学の場合、1920年の大学開校時から、大学本科への進学は原則大学予科卒業生に限られており、欠員が出た場合に

は、有資格者で進学を希望する人物が本科生及び選科生となりえしました。そのうち、本科生の資格とは、1924年の段階では、「高等学校高等科ヲ修了シタル者」、「同志社女子専門学校専門学部英文科卒業生」、「文部大臣ニ於テ高等学校高等科修了以上ノ学力アリト認メタル者」でした（「同志社大学学則」1924年4月、同志社大学）。このように男子学生に比して女子学生の受験資格の範囲はあまりにも狭く、さらに欠員補充という建付けである以上、多くの女子学生が高等教育を享受できる状況ではありませんでした。教育機会の均等とは程遠い状況です。この状況は新制大学発足まで継続します。

広がる門戸―同志社大学の場合

かくして、1923年度より本学本科に女子学生が初めて在籍し、高等教育での男女共学が始まります。以降、ゆるやかではありますが、入学資格に変化が見られます。

最初の変化は1931年（昭和6）の学則改正です。本科の入学資格を定めた第43条にて、第1項の「同志社女子専門学校英文科卒業生」（注…1930年（昭和5）改称）に加えて第6項として「神戸女学院専門部大学部卒業生、

神戸女学院専門部高等部乙類卒業生、梅花女子専門学校英文学科卒業生、東京女子大学大学部卒業生、東京女子大学英語専攻部本校卒業生、日本女子大学校本科学科卒業生、日本女子大学校専門科英文学部卒業生、大阪府女子専門学校英文科卒業生、宮城県女子専門学校英文専攻卒業生、私立聖心女子学院高等専門学校英文科卒業生、女子英学塾本科卒業生、東京女子師範学校文科卒業生、奈良女子高等師範学校文科卒業生（原文ママ）」が追記されました（「同志社大学学則」同志社大学、1931年5月）。ただし、「第六項ハ文学部ニ限ル」とあります。他方、同志社女子専門学校英文科卒業生は法学部にも文学部にも進学できました。

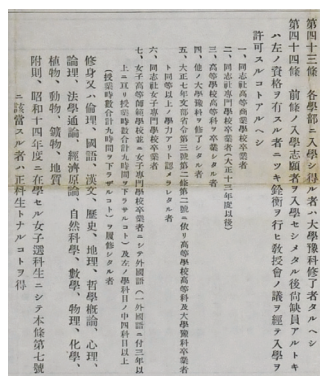
この時の申請過程を見ていくと、1度目は差し戻されたよう、2度目の申請で認可を得ています。2度目の申請の際に第6項を追加する理由を「今や他ノ女子専門学校出身者ニシテ本大学ニ入学希望スル者少カラザルニ鑑ミ適当ニ入学者ヲ選拔スルニ於テハ他ノ同程度ノ女子専門学校卒業生ヲ入学セシムルモ差支ナシト認メタルニ依ル」（申請書写「学則一部変更ノ件」、簿冊『同志社大学公文書昭和五年度』所収）としています。拡大の理由は専門学校令に依る女子高等教育機関の発展でした。この申請を受けて、文部省から照会がきました。その内容は2点あり、1

点は列挙された女子高等教育機関名の不正確さ、もう1点は「学則第四十三条ニ第六項追加ノ件ハ此際詮議相成難キ見込ニ付従前通りト為シ追加セザルコト、致度」、但シ是非追加ノ必要有之バ文学部ノミニ制限スル様相成度」（文部省専門事務局文書「学則変更ニ関スル件」1931年2月28日付、簿冊『同志社大学公文書綴 昭和五年度』所収）というものでした。1931年の学則改正はこの文部省の照会を準えた内容です。ここに、法学部と文学部に対する文部省の認識が見て取れます。

なお、第6項に付された但し書きは、1936年（昭和11）3月19日の学則改正の認可で撤廃されます（許可書「昭和十一年二月六日同大第一〇一号申請学則中変更ノ件」1936年3月19日、簿冊『同志社大学書類綴 昭和十年度』所収）。改正の理由を申請書の写しで確認すると「女子専門学校卒業生ニシテ法学部入学ヲ切望スル者アルニ依リ調査シタルトコロ本条第六項ノ諸学校卒業生ハ学力其他ノ点ニ於テ一項（同志社女子専門学校英文科卒業生）乃至五項（高等学校高等科及大学予科卒業生ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者）ノ者ト同等ト認メタルニ依ル」とあります（申請書写「学則中変更ノ件」、1936年2月6日付、簿冊『同志社大学公文書綴 昭和十年』所収）。この時も

女子高等教育機関の発展が理由とされています。

漸進する女子高等教育機関の現状をふまえて、1940年（昭和15）4月1日付で再び入学志願者資格を改正しました。まず、「同志社女子専門学校卒業生」と学科の制限がなくなり、学校別の資格付与（第7項）の内容が変わります。具体的には、「女子高等師範学校並ニ女子専門学校卒業生ニシテ外国語（一外国語ニ付三年以上二亘リ授業時数合計九時間ヲ下ラサルコト）及左ノ学科目ノ中四科目以上（授業時数合計九時間ヲ下ラザルコト）ヲ履修シタル者」で、対象科目が「修身又ハ倫理、国語、漢文、歴史、地理、哲学概論、心理、論理、法学通論、経済原論、自然科学、数学、物理、化学、植物、動物、鉱物、地質」となっています（昭和十五年四月一日改正 同志社大学学則」同志社大学、1940年）。改正の理由に関しては当時の資料が現存しないため詳細はわかりませんが、これまでの改正と同様で



「昭和十五年四月一日改正
同志社大学学則」部分

同志社大学、1940年）。改正の理由に関しては当時の資料が現存しないため詳細はわかりませんが、これまでの改正と同様で

あることが想像されます。この改正内容は新制大学発足
で適用されました。

おわりに

教育基本法（1947年3月31日公布・施行）第5条に
男女共学が明示され、1948年以降は男女共学の新制大
学が数多く誕生しました。だからと言って、終戦前の、女
子高等教育に対する世間の認識が変わるわけではありません
。例えば、本学の場合、1957年度の学部生の男女比
は男子生徒94%（12,301人）、女子学生6%（78
1人）でした（『学生部年報』同志社大学学生部、1957、
p.11）。その後、経済発展とともに国民の生活水準が向上
し、人口も増加していきます。これに伴い、大学への進学
熱は上昇し、大学は定員を増やしていきます。その変化は
在学生の構成内容に表れています。高度経済成長期の直後
である1980年度を事例にみると男子学生80.4%（1
5,307人）、女子学生19.6%（3,726人）（『学
生部年報』同志社大学学生部、1980、p.133）となっ
ており、終戦直後と比較すればその数は微増です。しかし、
次の30年で事情が変わります。2020年度を事例にみる

と男子学生57.2%（15,035人）、女子学生42.8
%（11,233人）（『学生支援センター年報』同志社大
学学生支援センター、2020、p.163）と性差による比
率が拮抗しています。この変化は、社会の構成員の中で大
学教育を受けた人々の性差の均衡化を暗示しています。
ゆえに、現代社会においてダイバーシティ推進の鈍化が危
惧されること自体が、現実社会の現状に合っていないと言
えるかと思えます。大正時代に女子学生への門戸開放に尽
力した人々の働きは伝統的価値観、あるいは常識への挑戦
でした。今一度歴史を振り返り、先人たちの行動に目を向
け、自らを省みる機会が、この100年という節目であり、
50年、もしくは100年後に、現在が評価されるというこ
とになるでしょう。

【参考文献】

湯川次義『近代日本の女性と大学教育 教育機会開放をめぐ
る歴史』不二出版、2003年
『同志社百年史』通史編一・二、学校法人同志社、1979年
宮沢正典『同志社女学校史の研究』、思文閣出版、2011年
（資料はすべて同志社社史資料センター所蔵）